

コンベンション開催準備資金融資概要

公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会では、岐阜市でコンベンションをスムーズに開催していただくため、開催準備に必要な**資金を無利息でご融資する制度**を設けています。

1 目的

岐阜市内で開催されるコンベンションの主催者の皆様に対し、コンベンションの開催準備に係る資金を**予算の範囲以内で融資**し、コンベンション開催の成功に寄与することを目的としています。

2 融資の対象

次の要件を満たすものに限ります。

- (1) 岐阜市内を会場とするもので、岐阜県を含む4県以上から参加者の有る会議、大会及びこれに準ずるもの。(興行並びに行政が主催するものは除きます。)
- (2) 政治的及び宗教的活動を目的としないもの。
- (3) 3ヵ月以上の準備期間を有するもの。
- (4) 参加者が100人以上のもの。

3 融資の条件等

- (1) 融資金額
1件のコンベンションにつき**100,000円以上1,000,000円まで**とし、**総予算額の10%以内**とさせていただきます。
- (2) 利息
無利息とさせていただきます。
- (3) 融資期間
コンベンション開催前3年から融資させていただきます。
- (4) 返済方法
融資申込書に記載する日(返済日)までに全額ご返済いただきます。
ただし、返済日はコンベンション終了後1ヵ月を越えることが出来ません。
- (5) 連帯保証人
2人(主催者が法人等の場合には、2人のうち1人は、主催団体の代表者が個人の資格で保証人になることも可能です。)
- (6) 遅延損害金
返済日を過ぎても融資金を返済いただけない場合には、融資金に対し、返済日の翌日からご返済のあった日に至るまで年10.95%の遅延損害金を付けさせていただきます。
- (7) 手数料等
契約締結に係る収入印紙ならびに指定口座への振込みおよびご返済時に必要となる手数料等については、お申し込み者のご負担とさせていただきます。

- (8) 当財団の後援または協賛等の表示
融資が決定されましたら、お申し込みのコンベンションに関して発行されるパンフレット等の印刷物に当財団の後援または協賛等の旨の表示をお願いいたします。

4 融資の申し込み

次の書類を、融資をご希望される日の1カ月前までに提出していただきます。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) コンベンション開催準備資金融資申込書 | 1通 |
| (2) 過去のコンベンション開催資料等 | 1通 |
| (3) コンベンション開催資金計画書 | 1通 |
| (4) 団体の契約またはこれに類するもの | 1通 |
| (5) コンベンション収支予算書 | 1通 |

5 審査及び契約の締結

申込書等の書類を調査の上、当財団**審査委員会**が融資を適当と認めた場合には、開催準備資金の貸借契約を締結させていただきます。(実印必要)

6 融資金の交付

開催準備資金請求書を提出していただいた後、ご指定の金融機関口座に振り込みます。(手数料等をご返済者のご負担とさせていただきます。)

7 申し込みの変更

申し込み事項、その他に重要な変更のあった場合には、直ちに変更した内容についてご報告いただきます。

8 返済

返済日までに開催準備資金の金額を当財団理事長が指定する金融機関口座に払い込んでいただきます。(手数料等をご返済者のご負担とさせていただきます。)

また、返済時に事業報告及び決算書を提出していただきます。

9 融資の取り消し

次の場合には、融資を取り消し、または返済期日前であっても、融資金の全部または一部をご返済いただくことがあります。

- (1) 融資金を融資目的以外に使用されたとき。
- (2) 申し込み事項その他に虚偽があったとき。
- (3) 理事長が不適当な事由があると認めたとき。

10 申請書のご提出及びお問い合わせ先

公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会 (コンベンション推進部)

〒500-8833 岐阜市神田町1-8-5 協和興業ビル6階

TEL (058) 266-5588 FAX (058) 266-5995